

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成30年 2月27日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	補機冷却海水系配管(補機冷却海水系ポンプ(B)～原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C))において、点検実施期限を平成30年2月としていたが、原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)の不適合対応中で予備機が確保できないため、当該配管についてマニュアルに従い技術評価を実施し、点検期限を平成30年7月に延長。	GⅢ	
2	4号機	消火系二酸化炭素消火設備コントロール建屋直流電源装置電源監視継電器において、動作不良(誤動作でコントロール建屋「継電器盤電源喪失」ランプ点灯、及びブザー鳴動)が認められたため、当該継電器を交換。	GⅢ	